

(別添)

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に関する労働
安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取につ
いて

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質について、労働安全衛生法施行令
(昭和47年政令第318号)第18条を改正し、以下のとおり対象物質の追加を
行う。

別表に掲げる物質を労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第
2に追加し、別表に掲げる物質及びこれらを含む製剤その他の物を譲渡し、
又は提供する者に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」
という。)第57条第1項に基づく名称等の表示及び法第57条の2第1項に基づ
く文書の交付等の措置を義務付ける(令和10年4月施行予定)。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」（概要）

別表 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（追加）

	名称	備考	CAS RN * 1
1	N－アクリルモルホリド		5117-12-4
2	N－（3－アミノプロピル）－N－ドデシルプロパン－1，3－ジアミン		2372-82-9
3	アンモニウム＝トリデカオロヘキサン－1－スルホナート		68259-08-5
4	アンモニウム＝トリデカフルオロヘプタノアート		6130-43-4
5	ウンデカフルオロヘキサン酸		307-24-4
6	（オキソラン－2－イル）メチル＝プロパ－2－エノアート		2399-48-6
7	オクタン酸		124-07-2
8	カリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート		21049-36-5
9	クロルギ酸イソプロピル		108-23-6
10	5－クロロ－2－ニトロアニリン		1635-61-6
11	五ナトリウム＝2，2'，2''，2'''－{[(カルボキシラトメチル)アザンジイル]ビス(エタン－2，1－ジイルニトリロ)}テトラアセタート		140-01-2
12	ジエチレントリアミン五酢酸		67-43-6
13	四塩化チタニウム		7550-45-0
14	2－（N，N－ジメチルアミノ）－2－（4－メチルベンジル）－1－（4－モルホリノフェニル）ブタン－1－オン		119344-86-4
15	ジメチルスルファモイル＝クロリド		13360-57-1
16	3，5－ジメチルピラゾール		67-51-6
17	水素化リチウムアルミニウム		16853-85-3
18	2－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート		88-41-5
19	トリスノニルフェニルホスファイト		26523-78-4
20	1，1，1－トリス（ヒドロキシメチル）プロパン		77-99-6
21	トリデカフルオロヘプタン酸		375-85-9
22	トリフェニルホスホロチオエート		597-82-0
23	4，4'－[2，2，2－トリフルオロ－1－（トリフルオロメチル）エチリデン]ジフェノール		1478-61-1
24	（E）－4－（2，6，6－トリメチルシクロヘキサ－1－エン－1－イル）ブタ－3－エン－2－オン		79-77-6
25	r e l－（1R，2R，4R）－1，7，7－トリメチルピシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－イル＝プロパ－2－エノアート		5888-33-5
26	ナトリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート		20109-59-5
27	ノナデカフルオロデカン酸		335-76-2
28	ノナフルオロブタン－1－スルホン酸		375-73-5
29	2－ピロリドン		616-45-5
30	フェニルヒドラジン－硫酸（2／1）		52033-74-6
31	3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，10，10，10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール（別名8：2フルオロテロマーアルコール）		678-39-7
32	ベルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）（別名P F H x S）		355-46-4
33	ポルトランドセメント		65997-15-1
34	メタクリル酸2－ヒドロキシプロピルとメタクリル酸1－ヒドロキシプロパン－2－イルの混合物		27813-02-1
35	メタホウ酸バリウム		13701-59-2
36	2－メチル－4－イソチアゾリン－3－オン		2682-20-4

備考：

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

* 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。